

業務委託仕様書

本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従って実施するものとする。

1 業務委託名

京都市自転車走行環境整備ガイドライン改定に関する調査業務委託

2 履行場所

京都市全域

3 履行期間

契約日の翌日から令和4年3月31日まで

4 業務委託の概要

(1) 趣旨

自転車の車道左側走行を促すため、平成27年3月に策定した「京都・新自転車計画」に基づき、平成28年10月に「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定した。「ガイドライン」において、自転車関連事故の発生が多い都心部等を重点地区に定め、順次、車道の左側に、ベンガラ色の矢羽根型の路面表示の設置を進めている。

本業務は、これまでの「ガイドライン」に基づく、自転車走行環境整備の効果を検証したうえで、より効率的・効果的な自転車走行環境の整備を進めていくため、その検証結果を基に、京都府警や学識経験者から安全面に関する意見も聞きながら、矢羽根の設置間隔の拡大や更なる材料の低コスト化など、更なる効率的・効果的な整備によるコスト縮減に向け、「ガイドライン」の改定作業を行うものである。また、改定に当たり、京都市自転車政策審議会(以下「審議会」という。)における資料作成等を行うものとする。

(2) 業務項目

ア 交通運用の想定と整備形態の基準の見直し

(ア) 交通状況、道路形状ごとの交通運用の検討と想定 : 一式

(イ) 交通状況、道路形状ごとの整備形態の基準の見直し : 一式

イ 効果検証調査の実施

(ア) 調査計画の立案 : 一式

(イ) 調査の実施 : 一式

ウ 審議会資料の作成

(ア) 審議会資料の作成 : 一式

エ 打合せ協議

- (ア) 打合せ協議の実施 : 一式
- (イ) 管理技術者の立ち会い : 一式

オ 成果品の納品

- (ア) 成果品の納品 : 一式
- (イ) 電子成果品 : 一式
- (ウ) 内容確認の実施 : 一式

5 業務内容

(1) 交通運用の想定と整備形態の基準の見直し

上記を踏まえ、更なる効率的・効果的な整備によるコスト縮減に向け、交通状況や道路形状ごとの整備形態の基準を見直す。

ア 交通状況、道路形状ごとの交通運用の検討と想定

交通状況や道路形状の条件ごとに、交通法規を基本として、他都市の状況も踏まえたうえで、交差点部及び単路部における自転車の走り方（走行位置及び停止・滞留位置等）を検討・想定する。

イ 交通状況、道路形状ごとの整備形態の基準の見直し

交通状況や道路形状の条件ごとに、上記で検討・想定した自転車の走行方法を遵守してもらうための自転車走行環境の明示、案内誘導、注意喚起等の整備形態の基準を見直す。具体的には、各道路形状の単路部及び交差点部における、安全に配慮した誘導・注意喚起等の路面表示等の意匠及び材料の低コスト化を含む整備方法の基準の見直しを行う。

(2) 効果検証調査の実施

ア 生活道路における基準の見直しに伴う自転車利用状況の変化等の調査及びアンケート調査を行うとともに、過年度における調査結果、本年度に実施する調査の集計結果及び自転車関係事故データとの関連性を踏まえ、自転車走行環境整備の効果を検証し、今後の整備方針を検討する。

イ 経年調査（2路線（河原町通、丸太町通）、1交差点（河原町通×丸太町通））を行う。

(ア) 歩行者・自転車交通量調査

歩行者及び自転車の交通状況を把握するため、平日の1日において、交通量調査を実施する。

なお、交差点部における整備効果を検証するため、交差点部（1箇所）を含むものとする。

調査時間：7時～19時

調査方法：歩行者及び自転車を調査対象とし、通行方向別（上り，下り）に1時間ごとに計測する。自転車については、通行位置別（車道，歩道）に区分する。なお，交差点部において自転車は，横断位置別（車道，自転車横断帯）に区分する。

(イ) 自転車の走行速度調査

自転車走行環境整備の効果を検証するため，平日の1日において，自転車の走行速度調査を実施する。

調査時間：7時～19時のうち交通量ピーク時間帯（1時間程度）

調査方法：自転車を対象とし，交通量ピーク時間帯（1時間程度）について，ビデオ撮影による走行速度等の調査を行う。

※ なお，上記「5（1）ア，イ及び5（2）ア，イ」を行うにあたり，自転車利用に関わる計画及び市から貸与する資料等を把握すること。

<自転車利用に関わる計画>

- ・自転車利用に関わる地域の上位計画（「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」，『歩くまち・京都』総合交通戦略」等）
- ・関連計画（自転車活用推進計画，国，府，本市の道路整備計画，公共交通計画，自転車駐車場計画，景観計画等）
- ・京都・新自転車計画

<市から貸与する資料等>

- ・京都市自転車走行環境整備ガイドライン（仮称）策定に関する調査業務委託（平成28年度）
- ・次期京都市自転車総合計画（仮称）策定に関する調査・検討等業務（その2）（令和2年度）
- ・次期京都市自転車総合計画（仮称）策定に関する調査・検討等業務（その1）（令和元年度）
- ・京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託（令和元年度）
- ・京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託（平成30年度）
- ・京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託（平成29年度）
- ・京都市自転車走行環境整備効果検証調査等業務委託（平成28年度）
- ・ルール・マナーのみえる化検討支援・検討部会運営補助業務委託（平成28年度）
- ・京都市における自転車事故データ
- ・道路交通センサス（平成27年度）

<以下に（２）アにおいての作業の想定を示す（一例）>

●生活道路エリアでの調査の実施

<整備前及び整備後（一時的な仮設の路面標示設置を含む）>

① 交通量調査

歩行者及び自転車，自動車の交通状況を把握するため，平日の１日において，交通量調査を実施する。

調査時間：７時～１９時

調査方法：歩行者及び自転車，自動車を調査対象とし，通行方向別（上り，下り）に１時間ごとに計測する。

② 自動車の走行速度調査

自転車走行環境整備の効果を検証するため，平日の１日において，自動車の走行速度調査を実施する。

調査時間：７時～１９時のうち交通量ピーク時間帯（１時間程度）

調査方法：自動車を対象とし，交通量ピーク時間帯（１時間程度）について，ビデオ撮影による自動車の走行速度の調査を行う。

③ 交差点部での一時停止・徐行・減速状況調査

生活道路の交差点において，交通量ピーク時間帯（１時間程度）について，注意喚起マーク整備前後で自転車の走行スピードがどれくらい変化するのか調査する。

調査時間：７時～１９時のうち交通量ピーク時間帯（１時間程度）について，ビデオ撮影による自転車の一時停止状況及び徐行，走行速度の調査を行う。

●アンケート調査の実施

<アンケート調査>

自転車走行環境整備に関する印象（歩行者や自転車の安全・快適性など）等を把握するため，道路利用者（歩行者，自転車等）等を対象とした街頭インタビュー（平日の１日）において，アンケート調査を実施する。アンケートのサンプル数は１地区あたり２００程度とする。

（３）審議会資料の作成

ア 審議会の資料作成

「ガイドライン」改定案については，２０人の委員から成る審議会（２回開催）において審議するため，審議会の際の資料の作成を行うものとする。資料についてはパワーポイント等で作成し，３０部程度を印刷するものとする。

（４）打合せ協議

ア 打合せ協議の実施

業務の打合せは，業務着手時，業務中間時３回，成果品納入時（業務完了時）

の計5回を行うものとする。ただし、必要が生じた場合は、本市と合議の上、適宜打合せ協議を実施するものとする。

イ 管理技術者の立ち会い

業務着手時及び業務完了時は、管理技術者が立ち会うものとする。

(5) 成果品の納品

ア 「ガイドライン」改定のとりのまとめ

上記の検討結果を踏まえ、「ガイドライン」改定案を取りまとめる。

イ 成果品の納品

成果品は、報告書及び「ガイドライン」改定案を工期末までに納品する。なお、納品前に監督職員と詳細を打ち合わせなければならない。また、受注者は、成果品納品後であっても、成果品に誤りがあった場合には直ちに訂正するとともに、成果品に対して説明等を求めた場合には速やかに対応するものとする。

ウ 電子成果品

電子成果品は、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）平成26年4月」（以下「電子納品要領」という。）に基づき作成されたものとする。

なお、電子納品要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督職員と協議のうえ、作成するものとする。

エ 内容確認の実施

電子成果品の提出の際には、「京都市電子納品チェックシステム」により照査を行い、エラーがないことを確認後、ウィルス対策を行い提出するものとする。

オ 成果品の納品

以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----|
| (ア) 報告書（概要版含む） | 一式 |
| (イ) 「ガイドライン」改定案 | 一式 |
| (ウ) 電子成果品（CD-R） | 一式 |

6 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、本業務委託仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和3年4月 京都市）」によるものとする。
- (2) 契約後において、技術提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。
- (3) 受託業者に決定した場合、技術提案書に記載する配置予定管理技術者及び主任技術者の履行途中における変更は、特別な事情がない限り認めないものとする。